

## 日光市「地域おこし協力隊」募集要項

### [活動する地域・地区の紹介]

#### ○三依地区

日光市と福島県の境にある山間部で、人口331人（平成30年12月1日現在）の小さな集落です。江戸と会津を結んだ、会津西街道沿いにあり、澄み切った空気、美しい山並みと清流など、古き良き里山の風景が残るこの地区は、かつて、宿場町として賑わっていました。現在は、冷涼な気候を活かした山葵栽培や温泉、キャンプ場、溪流釣りなど、豊富な地域資源があります。

#### ○栗山地域

日光市北部にある山間部で、人口1,214人（平成30年12月1日現在）。平成18年の市町村合併までは県内最後の村として存在していた集落です。地域の大部分が国立公園に指定されており、自然が豊かで、湯西川・川俣・奥鬼怒温泉郷などの温泉、獅子舞などの伝統文化を始めとした、多くの地域資源に恵まれています。また、平家の落人伝説が語り継がれるなど、秘境と呼ばれる地区もあります。

三依地区と栗山地域は、山間部で冬は雪も多く、人口減少や高齢化が著しい地域・地区であり、様々な課題に直面しています。

このため、都市部の意欲ある人材を積極的に受け入れ、地域の活性化を促進するため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

#### 1. 募集人数

若干名（三依地区、栗山地域）

#### 2. 活動内容

##### [三依地区]

##### (1) 農林業による地域活性化活動業務 若干名

三依地区は、かつて農林業が盛んな地区でしたが、現在は、担い手不足などにより、耕作放棄地の増加による野生鳥獣被害、炭焼き技術の継承などが深刻な課題となっています。このため、農林業経営の維持が困難になるとともに、農産物を栽培する高齢者の生きがいの喪失にもつながることが懸念され、地域特性に応じた、対策の強化が必要です。

このような課題を踏まえたうえで、農林業による地域活性化を図るため、以下に示す業務のいずれか、もしくは複数に取り組む活動を企画・実践していただきます。

- ・耕作放棄地を利用した農産物の生産（そば等）
- ・鳥獣害被害防止活動
- ・炭焼き技術の継承
- ・新たな農作物の生産（きのこ等）

※活動内容については、委嘱後、地域と市と協議のうえ決定します。

上記業務以外において、地域活性化に向けた独自の提案がある場合は、その内容についても活動目標レポートに記載してください。

## (2) 住民の生活支援活動業務 若干名

三依地区は、市内でも高齢化率が高い地区であり、一人暮らしや高齢者のみで構成される世帯が多くあります。市では、このような地区の集落を「高齢化集落」と位置づけ、他地区に比べ重点的に、地域コミュニティの維持や活性化に向けた取組を実践しています。

しかし、集落内の交流の減少などにより、寂しさや不安を感じている方も多く、今後、より一層の地域特性に応じた効果的な取組が必要です。

このような課題を踏まえたうえで、市が行っている高齢化集落対策事業（巡回相談・講座事業や買物ツアー）に取り組みながら、新たな視点での、地域の見守りや買物支援、交通弱者対策など、効果的な生活支援（高齢化集落対策）事業を企画・実践していただきます。

（活動例）

- ・地域や民間等と連携した高齢者の見守りや、買い物支援対策  
(高齢者のサロンづくり、移動販売等)
- ・公共交通と連携した交通弱者対策

※ (1) と (2) に共通する業務として、以下の業務にも従事していただきます。

- ① コミュニティの維持に関する活動
  - ・地域内イベントへの参画・補助 等
- ② 地域間交流等に関する活動
  - ・地域の情報発信 等

[栗山地域]

## (3) 経験等に基づいた自由な発想による地域活性化活動業務 若干名

栗山地域は、過疎地域に指定されており、少子高齢化による自然動態による人口減だけでなく、地域外への人口流出等により、人口の減少が著しい地域となっています。この地域において、隊員自らのこれまでの経験や知識等を活かし、自由な発想で地域活性化に繋がる活動の企画・実践を行っていただきます。

※ (3) に共通する業務として、以下の業務にも従事していただきます。

- ① コミュニティの維持に関する活動
  - ・地域内イベントへの参画・補助 等
- ② 住民の生活支援に関する活動
  - ・高齢者世帯の見回り・見守り活動
  - ・市が行う高齢化集落対策事業 等
- ③ 地域間交流等に関する活動
  - ・地域の情報発信 等

### 3. 募集対象

- (1) 平成31年4月1日現在で年齢18歳以上45歳未満の方
- (2) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域に在住し、採用後日光市の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方  
※三大都市圏をはじめとする都市地域…条件不利地域（過疎法、山村振興法、離島振興法の指定地域）以外の地域に住んでいる方が対象
- (3) 普通自動車運転免許を有する方、又は平成31年3月31日までに取得見込の方
- (4) パソコン（ワード、エクセルなど）の基礎的な操作ができる方
- (5) 三依地区又は栗山地域の振興に意欲があり、地域との親交を深める意思のある方
- (6) 任期終了後、活動地域への継続的な居住や関わりを前向きに検討できる方

### 4. 勤務地

- 三依地区 … 日光市役所三依地区センター（日光市中三依319番地）  
栗山地域 … 日光市役所栗山行政センター（日光市黒部54番地1）

### 5. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日：原則として月曜日～金曜日（週5日間勤務）
- (2) 勤務時間：原則として午前8時30分～午後4時30分（週35時間）  
※休日・夜間の時間外勤務は代休対応とします。

### 6. 雇用形態及び活動期間

- (1) 日光市の非常勤嘱託員として日光市長が委嘱します。
- (2) 活動期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日とします。
- (3) 平成32年4月1日以降の委嘱については、双方協議のうえ、当市で判断させていただきます。（最長で平成36年3月31日まで更新可）

### 7. 報酬

月額160,000円

※勤務月数に応じて昇給あり

（13ヶ月目以降180,000円、25ヶ月目以降200,000円）

### 8. 待遇及び福利厚生

- (1) 活動期間中の住居については市が用意します。
  - (2) 基本的な家電製品等（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、電子レンジ、ガス台）については市が用意します。
  - (3) 光熱水費については原則として隊員負担とします。
  - (4) NHK受信料とテレビ共聴組合加入金・年会費は市が負担します。
  - (5) 活動に使用する車両とパソコンは市が貸与します。
  - (6) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
  - (7) 休暇については、日光市非常勤嘱託員取扱規程により付与します。
    - ・年次有給休暇（年間20日間）
    - ・夏季休暇（7月～9月の期間中に5日間）、その他特別休暇あり
- ※活動以外の日常生活では、買い物等に自家用車等の移動手段が必要不可欠です。  
自家用車等の持ち込みをお勧めします。

## 9. 現地見学会

募集期間中、応募を検討している方を対象に、現地見学会を随時行います。実際に活動する地域・地区の様子を見ていただきながら、地域の特色などをご紹介します。

詳細については、日光市ホームページに情報を掲載いたします。ご都合に合わせて随時開催しますので、ご希望の場合はお問い合わせください。

## 10. 応募手続

### (1) 応募受付期間

平成30年12月7日(金)から平成31年2月8日(金)必着。郵送で受け付けます。なお、提出された書類は返却いたしません。

### (2) 提出書類

・応募用紙 (市ホームページからダウンロードしてください。)

※活動内容(1)、(2)、(3)のうち、どの業務を希望するかを必ず明記してください。

・履歴書 (市販のもので可。直筆・写真添付)

・活動目標レポート (A4、400字以上～800字以内程度で書式自由、パソコン可)作成していただくレポートの内容について

⇒日光市において「地域おこし協力隊」として採用された場合、それぞれの地域・地区の概要と課題、活動内容を踏まえたうえで、あなたのこれまでの経験や知識、技能や特技を活かし、どのような活動をして、どのように活性化したいと考えていますか。

### (3) 申し込み・お問合せ先

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

日光市役所 地域振興部 地域振興課

TEL : 0288-21-5147 FAX : 0288-21-5109

E-mail : chiiki-shinkou@city.nikko.lg.jp

## 11. 選考

平成31年2月8日(金)までに応募書類を提出いただいた方全員を対象に、平成31年2月17日(日)に日光市役所本庁(栃木県日光市今市本町1番地)にて面接を行います。面接を行う時刻等の詳細については、応募締め切り後速やかにお知らせします。なお、面接に要する交通費等は個人負担とします。

## 12. 選考結果の報告

選考結果は、平成31年2月下旬に文書で通知します。なお、正式な採用決定通知は、日光市議会平成31年2月議会での平成31年度予算案議決後に通知します。